

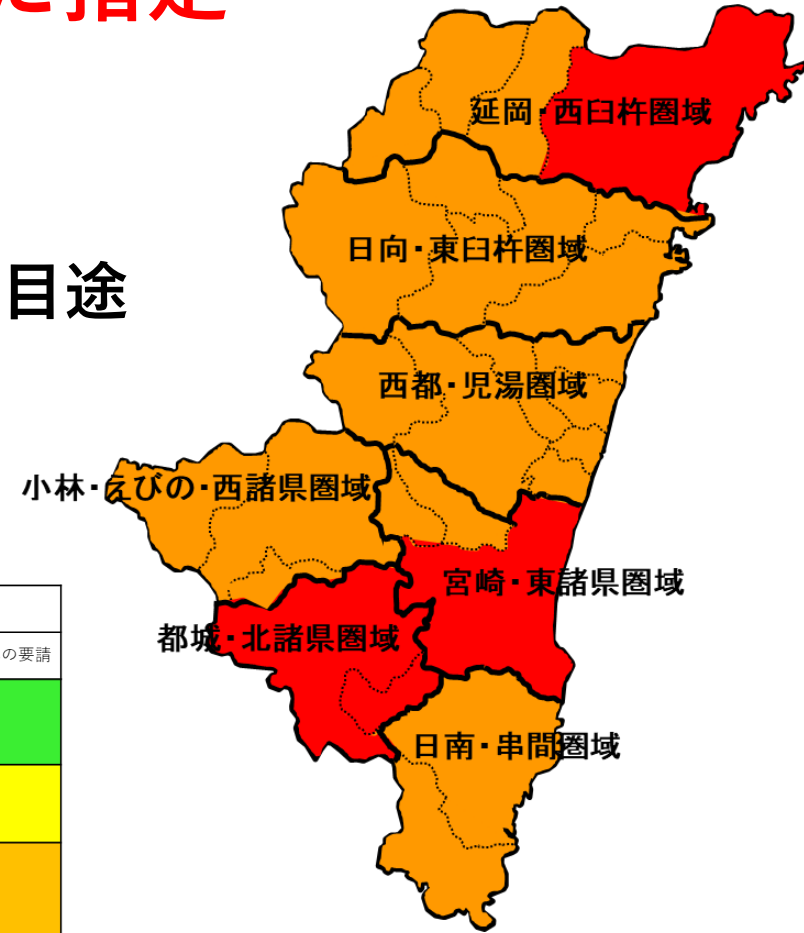
感染急増圏域（赤圏域）の指定について

■宮崎市、延岡市を 感染急増圏域（赤圏域）に指定

【指定期間】

1月16日（日）～2月2日（水）を目途

※終期は、感染状況を見極めて判断



1月16日時点

圏域ごとの感染状況の区分		行動要請例			
区分	一例（以下を目安として、総合的に判断）	県民への要請（外出）	県民への要請（飲食）	イベント主催者への要請	
緑	感染未確認圏域	・新規感染者が確認されていない ・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
	感染確認圏域	・新規感染者が一定に収まっている	○制限なし	○制限なし	○国基準を準用
黄 オレンジ	感染警戒区域（※1）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル2相当又はそのおそれがある（※3）	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用
赤	感染急増圏域（※2）	・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の続発などにより、国レベル3相当又はそのおそれがある（※4）	○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛（感染状況に応じて、原則、外出自粛）	○人数の制限（一卓4人以下）	○国基準を準用

感染急増圏域（赤圏域）の行動要請について

【対象地域】 ①都城・北諸県圏域、②宮崎市、延岡市

【要請期間】 ①1月13日（木）～2月2日（水）

②1月16日（日）～2月2日（水）

■外出・移動の自粛

○混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛

○圏域（市町村）外への不要不急の外出・移動の自粛

通院、通学、通勤、
日常の買物、ワクチン
接種などの生活に必要な
外出は自粛の対象外

■会食の制限

○一卓4人以下（※）、2時間以内

「ワクチン・検査パッケージ」適用による人数制限緩和は実施しない

○高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、
会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と

■イベント開催における制限

○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内

・人数上限：5,000人又は収容定員50%以内 のいずれか大きい方

※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、収容定員
まで追加可（大声なしが前提）

○会食につながる場面の制限

■高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限

○ガラス越しやオンラインでの面会を

都城市及び三股町における営業時間短縮要請について

- 対象地域：都城市、三股町
- 対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けガイドラインを遵守している飲食店等（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）
- 営業時間短縮：1月16日（日）～2月2日（水）
を要請する期間（1月16日（日）午後8時から2月3日（木）午前5時まで）
 - ※ 協力金については、1月18日（火）午後8時から2月3日（木）午前5時までに営業時間短縮に協力した場合に支給（1月16日（日）又は1月17日（月）から協力した場合は加算）
- 要請内容：午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わないこと
酒類の提供は終日停止
- 協力金額：認証店、非認証店とも、1日当たり2万円（調整中）を店舗単位で支給予定（約1,100店舗を想定）

なお、感染状況により要請期間が短縮された場合、協力金は短縮された日数に応じて減額となります。

感染警戒区域（オレンジ区域）の行動要請について

【対象地域】 全市町村（宮崎市、都城市、延岡市、三股町を除く）

【要請期間】 1月13日（木）～2月2日（水）

【要請内容】

①混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛

②会食の制限

○一卓4人以下（※）、2時間以内

「ワクチン・検査パッケージ」適用による人数制限緩和は実施しない

○高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の方は、会食は家族などいつも一緒にいる身近な人と

③イベント開催における制限

○収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内

・人数上限：5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方

※5,000人超のイベントで、感染防止安全計画を策定した場合は、収容定員まで追加可（大声なしが前提）

④高齢者施設・障がい者施設の対面での面会制限
（ガラス越しやオンラインでの面会を）

県民の皆さまへのお願い

■基本的な感染防止対策の徹底を！

- ・ 3つの密（密集、密接、密閉）を避けましょう
- ・ マスクを適切に着用しましょう
（できるだけ不織布マスクの着用を）
- ・ こまめな換気や手洗い、手指消毒を行いましょ
- ・ 少しでも体調に異変がある場合は、出勤や外出を控えて、
すぐに身近な医療機関を受診してください
- ・ 感染に不安のある無症状の方は、無料検査を積極的に活用
してください

受診や相談する医療機関に迷う場合は

宮崎県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター
TEL：0985-78-5670（24時間対応）

無料検査体制について

■本県の無料検査体制（1月15日時点）

	検査種別	設置数
PCR検査センター	PCR/抗原定性検査	5箇所
薬局	抗原定性	13箇所
医療機関	抗原定性	1箇所
計		19箇所

■無料検査実施状況

- ・ PCR検査センター（1/8～1/10）：2,637件（879件／日）
- ※年末年始のPCR等検査状況（12/28～1/4）：5,870件（734件／日）
- ・ 薬局：1日当たり約70件

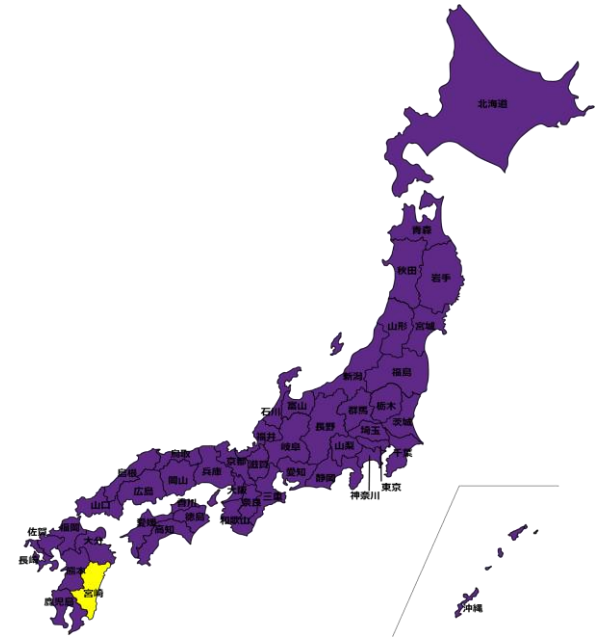
■無料PCR等検査における陽性件数

- ・ 無料検査における陽性件数（1/8～1/13）：20件
- ※ 1日の最多陽性件数：11件（1/13）

県外との往来について

オミクロン株の影響により

全国的に過去にない
スピードで感染が急増！



当面の間、

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

県外との往来自粛を！

※「ワクチン・検査パッケージ」の適用を停止

当面の間、

不要不急（仕事などを除き、可能な限り）の

来県自粛

をお願いします

※「ワクチン・検査パッケージ」の適用を停止

影響を受ける事業者向けの支援金について

事業復活支援金(国)

対象者 新型コロナの影響で、
2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した事業者

給付額 **法人** 最大**250**万円 **個人事業主** 最大**50**万円
※年間売上高や売上高減少率、売上減少額によって異なります。

現在、経済産業省が制度詳細、コールセンター及び申請の窓口を準備中。

事業復活支援金は、以前の**月次支援金と異なり**、国の緊急事態宣言地域、まん延防止等重点措置地域でなくても、**地域・業種を問わず支給されるもの**。**県内事業者も広く対象となることが可能**。

飲食店の営業時間短縮要請により影響を受けた事業者（飲食店と取引のある事業者、タクシー事業者、自動者運転代行業者）に支給を行っていた**飲食関連事業者等支援金**については、上記の国の事業復活支援金が創設されたことから、**今回は支給しないこととします**。

影響を受ける事業者向け相談窓口

商工業者の相談 (経営・金融関係)

● 県

商工政策課 電話 0985-26-7098 ・ 0985-26-7097
都城 総務商工センター 電話 0986-23-4518
日南 総務商工センター 電話 0987-22-2714
延岡 総務商工センター 電話 0982-33-2862

- お近くの商工会議所、商工会、中小企業団体中央会
- 公益財団法人 宮崎県産業振興機構

※いずれも午前8時30分～午後5時(土、日、祝日を除く。)

労働相談窓口

せき・発熱がある従業員を休ませたい等

- 宮崎県中小企業労働相談所(県雇用労働政策課内)

電話 0985-44-2618

※ 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時(土、日、祝日を除く。)